

邑楽町告示第190号

平成29年第4回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年12月6日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 平成29年12月11日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（13名）

1番	黒田重利	議員	2番	大賀孝訓	議員
3番	瀬山登	議員	4番	松島茂喜	議員
5番	塩井早苗	議員	6番	原義裕	議員
7番	松村潤	議員	8番	神谷長平	議員
9番	半田晴	議員	10番	坂井孝次	議員
11番	大野貞夫	議員	12番	田部井健二	議員
14番	小島幸典	議員			

○不応招議員（なし）

平成29年第4回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成29年12月11日（月曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第36号 邑楽町税条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第37号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第38号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第39号 邑楽町公民館使用条例等の一部を改正する条例
- 第 8 議案第40号 邑楽町町民運動場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第41号 邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例
- 第10 議案第42号 邑楽町文化芸術振興基金条例
- 第11 議案第43号 財産の取得について
- 第12 議案第44号 指定管理者の指定について
- 第13 議案第45号 町道の路線廃止について
- 第14 議案第46号 平成29年度邑楽町一般会計補正予算
- 第15 議案第47号 平成29年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第16 議案第48号 平成29年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第17 議案第49号 平成29年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第18 議案第50号 平成29年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算

○出席議員（13名）

1番	黒田重利	議員	2番	大賀孝訓	議員
3番	瀬山登	議員	4番	松島茂喜	議員
5番	塩井早苗	議員	6番	原義裕	議員
7番	松村潤	議員	8番	神谷長平	議員
9番	半田晴	議員	10番	坂井孝次	議員
11番	大野貞夫	議員	12番	田部井健二	議員
14番	小島幸典	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
大舩一	副町長
大竹喜代子	教育長
関口春彦	総務課長
横山淳一	企画課長
金井幸男	税務課長
阿部昌弘	住民課長
橋本圭司	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
小林隆	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
森戸栄一	商工振興課長
松崎嘉雄	都市建設課長
山崎健一郎	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
半田康幸	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

田部井	春彦	事務局	長
石原	光浩	書	記

◎開会及び開議の宣告

○小島幸典議長 ただいまから平成29年第4回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時07分 開議]

◎諸般の報告

○小島幸典議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

さきの定例会において議決いただきました中央公民館建設に係る意見書につきましては、邑楽町長及び邑楽町教育委員会教育長宛てに提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○小島幸典議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において松村潤議員、神谷長平議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○小島幸典議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から15日までの5日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小島幸典議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの5日間と決定しました。

◎日程第3 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○小島幸典議長 日程第3、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第4号 専決処分承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

平成29年度呂楽町一般会計補正予算（第2号）につきましては、9月28日に衆議院が解散されたことにより、衆議院議員の総選挙を実施するための経費が必要となりましたので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,488万5,000円を追加し、予算の総額を88億9,393万1,000円とする補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、9月28日付で専決処分いたしました次第であります。歳入については、県支出金1,488万5,000円の増額であり、歳出については、総務費1,488万5,000円を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第4号 専決処分承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第4 議案第36号 呂楽町税条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第4、議案第36号 呂楽町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第36号 呂楽町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、町民税関係では、個人町民税における控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備であり、固定資産税関係では、企業主導型保育事業に係る固定資産、緑地保全・緑化推進法人が設置管理する市民緑地の用に供する土地、家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置に通称わがまち特例を導入し、それぞれについて特例割合を定めるものであり、軽自動車税関係では、環境性能割を新設することに伴い、条文の整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第36号 邑楽町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第37号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第5、議案第37号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第37号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、企業主導型保育事業に係る固定資産及び緑地保全・緑化推進法人が設置管理する市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置にわがまち特例を導入し、それぞれについて特例割合を定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第37号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第38号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第6、議案第38号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第38号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険税における基礎課税額等の賦課割合を標準化するに当たり、税率等の見直しを図る必要が生じたため、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、基礎課税額分については、資産割額の割合を引き下げ、被保険者均等割額と世帯別平等割額をそれぞれ引き上げるものであります。後期高齢者支援金等課税額分については、所得割額を引き下げ、被保険者均等割額を引き上げるものであり、介護納付金課税額分については、所得割額を引き上げるとともに、被保険者均等割額と世帯別平等割額をそれぞれ引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第38号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第39号 邑楽町公民館使用条例等の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第7、議案第39号 邑楽町公民館使用条例等の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第39号 邑楽町公民館使用条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、町の公の施設の使用料を全体的に見直し、統一的な考えのもとに設定することとなったことを踏まえ、関係する各条例を一括して改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

改正の対象となる条例は、邑楽町公民館使用条例、邑楽町民体育館の設置及び管理等に関する条例、邑楽町武道館の設置及び管理等に関する条例、邑楽町スポーツ・レクリエーション広場の設置及び管理等に関する条例、邑楽町立集会所設置運営管理条例、邑楽町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例、邑楽町産業研修会館の設置及び管理に関する条例、邑楽町共同福祉施設の設置及び管理運営に関する条例、邑楽町勤労者体育センターの設置及び管理運営に関する条例、以上の9条例であります。

また、産業研修会館と勤労青少年ホーム、勤労者体育センターにつきましては、これまで運用として教育委員会が管理してまいりましたが、この機会に条例上も教育委員会が管理する旨を明記することとし、その旨の改正もあわせて行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第39号 邑楽町公民館使用条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○小島幸典議長 起立多数。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第40号 邑楽町町民運動場の設置及び管理等に関する条例の
一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第8、議案第40号 邑楽町町民運動場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第40号 邑楽町町民運動場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、町の公の施設の使用料を全体的に見直し、統一的な考えのもとに設定することとなったことを踏まえ、関係する各条例を一括して整理いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

改正の対象となる条例は、邑楽町町民運動場の設置及び管理等に関する条例、邑楽町都市公園条例の2条例であり、町民運動場の設置及び管理等に関する条例に一括して規定するために廃止する条例は、邑楽町青少年広場設置条例、邑楽町農村広場の設置及び管理等に関する条例、邑楽町夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の3条例であります。

なお、青少年広場及び農村広場については、スポーツ行事のときのみ教育委員会が貸し出し等の事務を行ってまいりましたが、専らスポーツ行事に使用されていることから、この機会に町民運動

場に属する施設として位置づけ、教育委員会の所管とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第40号 邑楽町町民運動場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○小島幸典議長 起立多数。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第41号 邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例

○小島幸典議長 日程第9、議案第41号 邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第41号 邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

現在建設中の中央公民館について、設置及び使用料、その他管理に関する基本的事項を定めるとともに、邑楽町公民館及び産業研修会館の名称変更など、関連する諸規定の整備をいたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、生涯学習課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 議案第41号 邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

本条例は、現行の条例の全部を改正するものでございます。この条例につきましては、全体で17条から成っております。第1条は、条例の趣旨を定めたものでございます。第2条は、設置する公民館の名称と位置を定めたものでございまして、中央公民館、邑楽町公民館改め中野公民館、産業研修会館改め長柄公民館の3館としてございます。第3条は、3館とも教育委員会が管理をする旨規定したものでございます。第4条は職員、第5条は公民館の事業について定めたものでございます。第6条から第9条までは、公民館の使用の許可等に関する規定でございます。許可しない場合、あるいは許可を取り消す場合等について定めてございます。第10条から第12条は、使用料について定めたものでございます。第13条は原状の回復、第14条は損害賠償について定めた規定でございます。第15条は、許可のない販売行為の禁止について規定したものでございます。第16条は、公民館運営審議会について定めたものでございます。第17条は、委任条項でございます。

なお、附則におきましては、施行期日を平成30年5月1日とすること、従前の公民館使用条例及び産業研修会館の設置及び管理に関する条例を廃止して、本条例に一本化すること及び既に従前の条例に基づいて納入済みの使用料に関する経過措置を講ずることを規定してございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 まず、第11条の部分についてでございますけれども、使用料の減免というところですが、この件に関しては、過日設置されておりました議会の中の中央公民館建設特別委員会の中でも非常に長期にわたって議論を重ねてまいりました事項でございます。この中身を見ますと、「使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる」ということになっておりますが、その教育委員会規則がどうなっているのだということで全員協議会のほうで課長のほうからその資料等いただきました。その中も私精査をさせていただいたのですけれども、その特別委員会の中でも議論になっておりました共催などの認定ですとか、そういったものが果たして同じく入場料を徴する場合においても共催するか否かによって使用料が変化すると。そういったため、共催や後援の取り扱いについても条例規則で明文化するようにということで意見書の中に私のほうから述べさせていただいて、全会一致で可決していると、そういった経過がございます。しかし、私が拝見したところ、今申し上げたようなところが明文化されている部分がちょっと見当たらないものですから、そういったところについてはどういった取り扱いをされているのか、その点についてまずお伺いをいたします。

○小島幸典議長 半田生涯学習課長。

○半田康幸生涯学習課長 まず、議員が今お話をされました意見書、議会が全会一致で決定したということの重みというのは十分承知いたしており、可能な限り尊重すべきであるというふうに理解しております。その一方、町の法規の体系というものがございまして、こちらも考慮する必要があ

るというふうに考えております。他の条例や規則、要綱等々、規定する内容や体裁等について、やはり統一を図っていくという必要もございませう。そういった点でご指摘の点につきましては、今後町の法規担当とも十分に協議をさせていただき、決定をしていくというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 今課長がおっしゃった答弁ですが、9月26日過日になりますが、開催をされました教育委員会の中の会議録にも全く同じような答弁というか、説明をされているということでございませう。もちろん法規的な部分もあろうかと思うのですが、やはりその基準が曖昧であると、教育委員会に委ねているその裁量の部分、どうしてもここが曖昧な状況が続いてしまうと。ですから、要綱、要領ではなくて、やはり法規内としての扱いを受ける条例、または規則で定めてほしいと、そういった主張をしてきたわけでありませうので、真摯にお受けになるとおっしゃったので、大丈夫だと私は信じておるのですけれども、ぜひそこは使用料の減免については、誰もがこれで納得がいくと、誰に対しても平等であると、そういった考えをもとに設定をしていただきたい、そのように考えております。

そして、もう一点、第15条になりますが、これは販売行為の禁止ということで「公民館の敷地及び施設内においては、館長の許可を受けずに物品の販売行為をしてはならない」となっておりますけれども、これは館長が許可をするということになっておりますけれども、館長がその許可をする、しない、その判断をする基準というのは、どういったものがあるのか、その点についてちょっと説明をいただければと思います。

○小島幸典議長 半田生涯学習課長。

○半田康幸生涯学習課長 お答えをいたします。

まず、第1点目の共催等の基準について誰もがわかるようにというご指摘についてですが、議員のご指摘、特に条例規則で規定するようにというご趣旨の中には、例えば例規集等に掲載をされて、誰もが閲覧できるというような趣旨も含まれているのかなというふうに思います。他市町村の状況等を見ますと、例えばこれを仮に要綱等で定めた場合でもホームページに公開をして、誰もが見える状態にしているというような事例等もございませう。そういったことも含めまして今後検討させていただきたいというふうに考えております。

第2点目の販売行為の禁止についてですが、館長の判断の基準は何かということになりますが、こちらは社会教育法に規定をされた公民館のあり方ということから判断をして許可をするかしないかを決定していくということになろうかと思ひます。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 3問目ということで最後になりますので、ちょっとまとめて質問をさせていただきたいと思ひますが、最初に質問を私いたしました共催、それから協賛、後援等、いろいろ認

可というか、許可するか否かの部分について、入場料を徴する場合であっても共催をしていれば減免ですよと、しかし町が共催をしていなければ全額いただきますよと、そういったことでは非常にこれまずいわけで、もしそういう判断をするのであれば、その共催をするに当たってはこういう基準だということをしっかり明確に条例規則に書くべきだというようなお話を私はずっとさせていただきました。また、それも意見書の中にも盛り込まさせていただいて、これは私個人の意見ではなくて、全会一致ですから、議会全体が認めて提出をし、可決をしているものですから、その重みはもう少し十分に私は考慮して考えていただきたい。先ほどの課長の話の中では、要綱の中にちょっと定めていくような方向性だというようなニュアンス的な答弁ございましたけれども、それがホームページ上で閲覧できる、できないということではなくて、やはり法規内ということであれば、条例規則になってしまうわけです。ですから、法規内の取り扱いをしっかりと受ける、その条例規則の中に明文化することで、やはり町民に対しての説明責任がしっかりとそこで果たせるという考え方もありますので、ぜひその部分については明文化をしていただきたいというふうに考えております。

この件について、猶予とっては言葉が適切かどうかわかりませんが、今後の条例改正と施設の位置づけということでちょっと表になっているものを提出されております。ここを見ますと、来年の6月定例会で、またこの条例の一部を改正するといった予定があるわけがございます。中央公民館完成前にもう一度その中身を一部を改正するという予定がございます。そこまではぜひ私が今まで訴えてきたこと、または私だけではなく、議会の統一見解として、総意として意見書としてまとめ上げたこと、その部分は十分に尊重していただいて、改善できるところは改善し、やはり町民に対しての説明責任を果たしていただく、そして行政の透明性も高めていただく、そういった理解でよろしいでしょうか。そこでまた6月定例会で今の部分について改正をしていくような、そういったお気持ちはあるでしょうか。町長でも課長でも結構です。その点についてお伺いをいたします。

○小島幸典議長 半田生涯学習課長。

○半田康幸生涯学習課長 ただいまのご指摘十分受けとめさせていただきまして、最終的に6月というお話ですが、なるべく早くお示しできるように検討進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

神谷長平議員。

○8番 神谷長平議員 第2条の関係で確認をさせていただきたいのですが、旧邑楽町公民館が今度中野公民館に名称変更になるということでありまして、今までの説明の経過の中においては、公民館の中に物をしまう場所がないというような話を伺ってきたわけですので、その辺について間違いはないのか確認をさせていただきたいと思います。

○小島幸典議長 半田生涯学習課長。

○半田康幸生涯学習課長 中野公民館というふうに規定をいたしまして、しばらくの間運用を行うと

いうのは、中央公民館が5月1日から設置ということにはなるわけですが、実際に運用できるのが9月以降ということになりますので、それまでの活動の場として現在の邑楽町公民館を8月まで使わせていただきたいということでのご提案でございます。9月になりますと、実際にそちらに活動の拠点が移っていくといえますか、9月を境に変わるということでございますので、その9月1日の段階で用途廃止をいたしまして、先ほど議員がおっしゃったような形で倉庫等に転用をしていくというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第41号 邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○小島幸典議長 起立多数。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第42号 邑楽町文化芸術振興基金条例

○小島幸典議長 日程第10、議案第42号 邑楽町文化芸術振興基金条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第42号 邑楽町文化芸術振興基金条例について、提案理由の説明を申し上げます。

故猪越京子様のご遺族の篤志に基づき、町民の文化芸術の向上に資する事業を効率的かつ円滑に行うため、地方自治法第241条第1項に定める定額の資金を運用するための基金として、本基金を設置いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、生涯学習課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 議案第42号 呂楽町文化芸術振興基金条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

この条例については、全体で6条から成っております。第1条は、基金条例の設置目的を定めたものでございます。第2条は、基金の額を定めたものであり、300万円という定額を運用するものとなっております。第3条は、基金の管理方法を定めたものでございます。第4条は、基金の運用について、収支計画を立てることを定めたものでございます。第5条は、基金に属する現金に過不足が生じた場合の取り扱いを定めたものでございます。第6条は、委任条項でございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第42号 呂楽町文化芸術振興基金条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第43号 財産の取得について

○小島幸典議長 日程第11、議案第43号 財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第43号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

現在建設中である中央公民館の事業開始に向け、必要となるグランドピアノを取得いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、生涯学習課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 議案第43号 財産の取得につきまして、補足説明を申し上げます。

取得する財産につきましては、次のとおりでございます。名称、種類、数量につきましては、フルコンサートグランドピアノ1台、附属品一式でございます。取得の目的は、中央公民館備品でございます。取得価格は2,260万円、契約の方法は随意契約でございます。契約の相手方は、高崎市問屋町西1丁目3番地10、日本ピアノホールディング株式会社、代表取締役中森隆利でございます。購入する物品の概要につきましては、来年9月に開館を予定している中央公民館のホールに備えるフルコンサートグランドピアノ1台、椅子1脚、ピアノカバー、移動用の台車等でございます。

なお、納入期限は平成30年5月31日となっております。よろしく申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第43号 財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第44号 指定管理者の指定について

○小島幸典議長 日程第12、議案第44号 指定管理者の指定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第44号 指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町農畜産物処理加工施設の管理運営に当たり、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの期間、邑楽町農畜産物処理加工施設利用組合を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、ご提案申し上げます。ご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第44号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第45号 町道の路線廃止について

○小島幸典議長 日程第13、議案第45号 町道の路線廃止についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第45号 町道の路線廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

一般交通の用に供する必要がなくなった町道について、路線廃止をいたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、都市建設課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 松崎都市建設課長。

〔松崎嘉雄都市建設課長登壇〕

○松崎嘉雄都市建設課長 議案第45号 町道の路線廃止につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元にご配付してございます町道路線廃止調書のとおり、1路線を廃止いたしたく、道路法第8条第2項に基づきご提案をいたします。路線認定の延べ延長は、55.6メートル減となる予定でございます。

以上で補足説明を終わります。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第45号 町道の路線廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第46号 平成29年度邑楽町一般会計補正予算

○小島幸典議長 日程第14、議案第46号 平成29年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第46号 平成29年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,878万2,000円を追加し、予算の総額を89億6,271万3,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、町税6,000万円、分担金及び負担金216万7,000円、県支出金1,054万2,000円、寄附金1,109万8,000円及び諸収入1,767万8,000円等を増額し、国庫支出金1,969万2,000円及び町債1,360万円を減額するものであります。

歳出の主なものは、総務費448万9,000円、民生費4,990万3,000円、商工費361万4,000円及び教育費6,661万5,000円等を増額し、衛生費2,381万2,000円及び土木費3,310万4,000円を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 49ページになりますが、社会教育総務費の中の社会教育施設建設基金積立金、積み立て分ということで5,210万円計上されておるわけでございますけれども、できる限り中央公

民館を建設するに当たっては、起債によらず、こういった積立金を積み立てをしていくというほうのほうが残世に残る負担が少ないというようなお話も特別委員会の中でもさせていただいた経緯がございますが、今回の補正の歳入の部分を見ますと、総額では6,878万2,000円の増額補正ということですが、そのうちの大方が町民税の増加ということになっております。その部分のこの5,210万円、約75%に当たるわけでございますけれども、そういった計上の仕方をされているわけですが、その数字的な根拠、それからその理由についてまずはお伺いをしたいと思います。

○小島幸典議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

基金につきましては、年度当初に必要なものとして繰り入れ、繰り出ししているわけですが、今年度社会教育施設建設基金につきましては、当初予算におきまして2億2,200万円ほど繰り入れております。前回9月で1億円の積み増し、今回5,210万円の積み増しを行いまして、当初予算における繰出金と同等の額に近づけたものでございます。また、来年度の一般財源を有効に活用するため、当初予定しておりました来年度の中央公民館の建設事業での一般財源分を今回基金として取り入れたものでございます。これによりまして、現計画の上では来年度一般財源から歳出する予定の額を70万円程度に抑えることができるということで、有効な来年度の予算組み等が行えるという趣旨のもとで基金に積んだものでございます。

以上でございます。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 私が懸念しているのは、その事業費全体が拡大してしまったとか、例えば急に中央公民館建設に当たっての支出が必要になった項目があるとか、そういったことを私は懸念をしているわけでありまして。ですから、こういった質問をさせていただいておるのですけれども、その辺については当初予定していた総工費の部分に変化がまたないのか、それともあるのか。ある場合においては、こういった項目が追加となっていくような予定であるのか、その点についてお伺いをいたします。

○小島幸典議長 半田生涯学習課長。

○半田康幸生涯学習課長 現時点では、当初計画をしていた金額と比較をいたしまして、増となるような項目というのはまだ発生をしておりません。ただ、工期的にはまだ5カ月ございます。そういった中で不測の事態が全くないということは言えないかもしれませんが、現時点では発生をしていないということでございます。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 発生をしていないということで安心をいたしておりますが、あとはもう一つは、この補正予算全体の中のバランス的な部分です。13ページをごらんいただきたいのですけれども、13ページの中の国庫補助金中の道路橋梁費補助金、これが3,000万8,000円、これ減額になって

いるわけです。大きな数字となっているわけです。こういったところに本来であれば、もう少し配分を適正に考えた中で予算を組んでいただくというのが私は適正だと思っているのですけれども、その部分についての町長の見解をお伺いをいたします。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 ご質問の趣旨は十分理解できます。しかし、国のほうでこの計画に基づいての交付金のこの交付割合が下がっているということもありまして、結果としてこういった社会資本の整備総合交付金がこのような形であります。当初やはり担当のほうとしては、十分この事業が執行できるような形で計画をしているわけでもありますけれども、結果としてこういう形になってしまいました。であれば、当初から縮小ということも考えられるわけでありまして、十分交付金をいただくということの中での計画をもって、結果として形がマイナスということに出てしまったわけですが、今後十分そういった点も精査した中で事業は進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 3問終わりましたので、まとめますが、私は今町長に伺ったのは、そのバランス的な部分がどうかということです。財源がやはりそういった国からの交付金や補助金、そういった分で減らされた分をこの補正の中で補っていくバランス的な部分がどうかと。先ほど申し上げました、冒頭にも申し上げましたが、75%が充てられているということです、中央公民館の建設基金に。これが悪いというような話ではなくて、バランス的なことを考えれば、もう少し適正なバランスがあるだろうというお話をさせていただきました。ぜひ今後はそういった部分に十分配慮して、こういった補正予算を組んでいただきたい、そのように要望いたしまして終わります。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

田部井健二議員。

○12番 田部井健二議員 町長にお伺いをしますけれども、今回一般会計補正予算、これは修正案ですよね。修正をされたものを上程をしたというふうになっておりますけれども、町長の考え方として、どの部分をまずどのように修正をしたのか説明をしていただければと思います。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 結果として修正をしたということになるわけですが、議員の皆さんにご理解をいただいた中でそのような形をとらせていただきました。中身については、職員等が社会参加費という形でいろいろ関係する団体等とのかかわりの中でいわゆる社会参加費という形で支出をしたその額が不足をしてしまったということで当初10万円ほど計上させていただいたわけでありましてけれども、これについては議員のほうからご指摘がありました。まさに大切な町民からのお預かりした税金ということでもありますので、それらの反省を踏まえてこのいわゆる減額した分を社会教育施設整備のほうに充当させていただいて有効に使わせていただくということでお願いをしているもので

あります。

○小島幸典議長 田部井健二議員。

○12番 田部井健二議員 社会参加費を減額をしたのではないのですね。増額をしなただけというふうにはまず認識を持っていただきたいというのがまず1点と、この社会参加費の取り扱いについては、大切な血税でもありますし、できるだけ有効に効率的に慎重に使っていただきたいというふうには私は思っております。そして、強く言いたいのは、この金額が不足をしたからということでもなくともこういった補正の場で増額を求める、こういったことだけはまずやめていただきたいというふうには強く思いますけれども、これについてはいかがですか。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 十分配慮してお預かりした税金が有効活用できるように今後努めていきたいと、このように思います。

○小島幸典議長 田部井健二議員。

○12番 田部井健二議員 よろしいですか、町長。配慮が足りないから、こういった事態が起きるのです。配慮を先にきちんとしておけば、社会参加費が足らなくなったから、補正で増額しようと、こんな事態が起きないのです。起きてしまってから配慮しても遅いのです。配慮というのは先にするのです。きちんと配慮した中で先ほども言いましたけれども、効果的に効率的にきちんと結果が出るような使い方をぜひしていただきたいと。そして、二度と補正の場でこういった提案はしないでいただきたいということだけは強く申し述べて終わります。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第46号 平成29年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。

〔午前11時08分 休憩〕

○小島幸典議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時20分 再開〕

◎日程第15 議案第47号 平成29年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

○小島幸典議長 日程第15、議案第47号 平成29年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第47号 平成29年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,321万9,000円を追加し、予算の総額を37億7,021万4,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金の増額と国庫支出金及び県支出金の減額であり、歳出については、保険給付費及び諸支出金を増額し、老人保健拠出金及び介護納付金を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第47号 平成29年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第48号 平成29年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正

予算

○小島幸典議長 日程第16、議案第48号 平成29年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第48号 平成29年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,814万7,000円を追加し、予算の総額を2億7,713万4,000円といたしたい次第であります。

歳入については、後期高齢者医療保険料、繰入金及び諸収入の増額であり、歳出については、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第48号 平成29年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第49号 平成29年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○小島幸典議長 日程第17、議案第49号 平成29年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第49号 平成29年度呂楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,259万3,000円を追加し、予算の総額を20億4,994万6,000円といたしたい次第であります。

歳入については、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の増額であり、歳出については、総務費、保険給付費、地域支援事業費及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第49号 平成29年度呂楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第50号 平成29年度呂楽町学校給食事業特別会計補正予算

○小島幸典議長 日程第18、議案第50号 平成29年度呂楽町学校給食事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第50号 平成29年度呂楽町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、債務負担行為として、平成30年度の支出予定額を700万円といたしたい次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 債務負担行為700万円ということですが、全員協議会の中でもちょっと課長のほうから説明をいただきました給食用の米を生産農家から直接購入するというようなことかなと思うのですが、その購入に当たっての流れ、従来と比較いたしましてどういった変化があったのか、その点についてまず説明を願いたいと思います。

○小島幸典議長 中繁学校教育課長。

○中繁正浩学校教育課長 今までの流れにつきましては、学校給食に使用しているご飯ですが、そちらを炊飯業者が白米を仕入れて炊飯しているというものでございます。それを今後お米を町の農家に生産してもらって、精米業者に買ってもらって、それを精米して炊飯業者に届けるという方法に変更をするものでございます。したがって、町は今まで炊飯業者にお金を支払っていたものが、町が精米業者にお米の分のお金を支払うということになります。

以上です。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 流れの変化はわかりましたが、従来までも邑楽町産の米を指定してお願いをしていたということだと思います。ですから、その部分については、私は変化はないのかなと思うのですが、最大のそのメリットというのが子供たちに還元されなければならないということですので、そうしなければ改善した意味がありません。そこで伺いをしますが、子供たち、それから生産農家、そして町にとって、それぞれのメリットは私はあると思っておるのですが、それぞれのメリットについて伺いをいたします。

○小島幸典議長 中繁学校教育課長。

○中繁正浩学校教育課長 まず、子供たちですが、今までは町のお米を使ってはいましたけれども、どなたが生産したのかという細かいところまではよくわからない状況でございました。今後は特定の農家がつくったものということですので、誰がつくった米ですよというのがはっきりわかる状況になります。町ですが、精米コストについてですが、今のところ100グラム当たり約6円安くなるという状況でございます。農家でございますが、精米業者には今まで農協に出荷していたところを農協ではなくて、町の給食に使う米にかえるということですので、農協の買い取り価格を保証するよというお話はしてございますので、農家には特段これというのは今までと変化はないかなと思います。

以上です。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 最終的に口に入れる子供たちがそのメリットを受けることになれば私はよろしいかと思っておりますが、ただ生産農家の部分についても板倉町などの事例を学校給食問題調

査特別委員会の中でも挙げさせていただきました。板倉町の場合は、その給食用の米を納入するためにコシヒカリをつくっていただいて、その納入する方々で1つの組織をつくりまして、町が直接その農家から仕入れをしていると、そういった状況になっています。この債務負担行為によりますと、直接ということではなくて、あくまでも精米業者がまた間に入るという形を邑楽町の場合はとるわけでございますので、板倉町とは若干違う方式かなと。板倉町の場合は、センター方式ではなくて、自校方式とっておるものですから、またそういった部分は可能かという部分はあるかもしれませんが、やはり私が先ほど申し上げました子供たち、それから生産農家、そして町にとってもそれぞれがやはりメリットが受けられると、メリットがあるという方策というのは、まだまだ考える余地が私はあると思っていますのですけれども、その辺について教育長はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○小島幸典議長 大竹教育長。

○大竹喜代子教育長 先ほど課長から申し上げましたように、とにかく生産農家が見える、この町の人がつくってくれたお米を食べているのだと、そういうことで学校給食センターのほうからも顔写真入りで広報をしながらか、あとはまたつくった人との給食の交流とか、子供たちにとっては大きなメリットがあるのかなと思います。農家につきましては、町の子供たちが食べてくれるという喜びも感じていただけるのではないかと、そんなふうに思います。また、町の精米業者に買い取っていただくということで……

〔「町ではない」と呼ぶ者あり〕

○大竹喜代子教育長 失礼しました。これからまだ精米業者の点とか協議して考えていかなければならない検討の余地は本当に残されていると思いますので、検討していきたいというふうに思っています。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 教育長の今お言葉の中にぜひ検討の余地がまだあると考えているということですので、教育委員会ははじめとする関係機関あると思います。そういった場で具体的な議論をし、そして子供たちにできる限りおいしくて安全なお米を食べていただく、そして農家にも潤っていただく、そしてそれによって町の活性化につながると、そういった好循環を生み出すような方策をぜひ議論していただいて、前に進んでいただきたいと要望して終わります。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

大賀孝訓議員。

○2番 大賀孝訓議員 ちょっとお伺いをいたします。農家から直接仕入れるということですがけれども、どの農家からどのぐらい仕入れるのかということとをどの時点でどんな手続で誰が決定をしているのか、もしわかればお教え願いたい。

○小島幸典議長 大竹教育長。

○大竹喜代子教育長 お答えします。

認定農業者の会議の中でさまざま検討しながらここまでたどり着いたという経緯がありますけれども、直接認定農業者の会議に副町長が出ていますので、ちょっと経緯など教えていただけたらと思うのですけれども。

農業振興課長、お願いします。

○小島幸典議長 小林農業振興課長兼農業委員会事務局長。

○小林 隆農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

先ほど教育長のほうから話がありましたお米の収穫の関係で認定農業者協議会にお諮りをしまして、今回学校給食のほうに協力をしていただける方を公募しました。公募した結果、10名の方が子供たちに自分たちがつくったおいしいお米を提供したいということで10名の方が今現在登録をされて精米業者と契約というような形で進んでおります。

以上でございます。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

田部井健二議員。

○12番 田部井健二議員 関連ですけれども、せっかくのチャンスですから、もう少し細かく。今農家の軒数が10名の方々というお話でしたけれども、1軒何俵ぐらいを当て込んでいるのか。10名が同じような俵数で納めるのか、それとも多少のばらつきはあるのか。極端に言えば、おおよそ1軒がどのぐらいの納入俵数を当て込んでいるのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

○小島幸典議長 小林農業振興課長兼農業委員会事務局長。

○小林 隆農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

おおよそでありますけれども、学校給食で年間400俵ほど必要とされています。多い農家の方で100俵、少ない方で20俵からということではばらつきがあります。平均しますと大体40俵から50俵ということをお願いをしてあります。

以上でございます。

○小島幸典議長 田部井健二議員。

○12番 田部井健二議員 わかりました。先ほど納める金額は、農協の集荷価格に準ずるみたいなところで特段メリットがないようなお話もありましたけれども、私は全くその部分については金額的にはそうかもしれませんが、町の学校給食に協力していると、うちのお米が使用されているということで町の中でも目に見えないプラスアルファは必ずあるというふうに思っております。顔の見える農家10名、非常に期待をしたいというふうに思っております。

以上です。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第50号 平成29年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○小島幸典議長 以上で本日の日程は終了しました。

あす12日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

〔午前11時42分 散会〕